

第 13 回神奈川県営水道懇話会 議事録

日時：令和 3 年 8 月 27 日（金）14:00～16:00

場所：神奈川県庁新庁舎 10 階会議室

（一部 zoom によるオンライン会議）

会議次第

- 1 開会
- 2 企業庁長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出等
- 5 会議の公開・非公開の決定
- 6 報告事項
 - (1) 神奈川県営水道事業計画の取組状況及び中間点検について
 - (2) 令和 2 年度決算見込みについて
- 7 議題

これからの時代に相応しい料金体系のあり方について

出席者 別紙出席者名簿のとおり

【1 開会】

事務局より配布資料について説明があった。

【2 企業庁長挨拶】

企業庁長より第 13 回神奈川県営水道懇話会の開催にあたり挨拶があった。

【3 委員紹介】

各委員が紹介され、初めて懇話会に出席する新實委員から挨拶があった。

【4 会長の選出等】

委員の互選により小泉委員が会長として選出された。小泉会長から副会長として太田委員が指名された。

【5 会議の公開・非公開の決定】

「7 議題 これからの時代に相応しい料金体系のあり方について」の部分のみ率直な意見交換が損なわれることがないように、非公開と決定された。

【6 報告事項（1）神奈川県営水道事業計画の取組状況及び中間点検について】

（委員）

資料1の2ページであるが、水道システムの再構築について、神奈川県などの5事業者が連携し、水道システム再構築に向けて継続して検討を進めているとのことであり、それに関連して、これからの時代にふさわしい水道システムの構築に向けた検討会を設置し、令和3年3月に内容を取りまとめ、5事業者全体で8浄水場への再編が現時点で最適な施設配置であることを確認したとある。

今後、取組みを行う上で、この辺のことにについて、神奈川県営水道の経営計画等の中に今後具体的なアクションプランや将来像として反映されていくと思うが、現時点において、計画を修正しなければならない事象や課題があれば教えてほしい。

（事務局）

これからの時代にふさわしい水道システムのあり方について、検討会を開いた。これまで横浜、川崎、横須賀、神奈川県内広域水道企業団、私ども県営水道といった水道事業者だけで検討してきたが、検討会の中では、河川有識者の先生から、水道システムだけではなく、河川環境にも大きく影響を与える事業になってくるので、河川の関係者、つまり河川を使用している方、河川を管理されている方といった方々と、これから今まで以上に深い議論をしていく必要があるというご意見を頂いたところである。

8浄水場まで減らしていく中では、河川環境への影響等もあるため、我々が進めようとしている方向性について、河川関係の方々のご意見を聞きながら、今後の計画に盛り込んでいきたい。

（委員）

具体的な所はこれからという理解で良いか。河川環境への影響を考えていかななくてはならないということが明示され、これから具体的に県営水道として河川に対する配慮をどうしていくのか、有識者の意見を聞きながら検討していくと理解したが、そういうことで良いか。

3月に取りまとめられた意見の内容がわからない。何か具体的なプランや方向性が示されているのか。それとも、河川環境等への影響を踏まえて今後は8浄水場の再編をゴールとして進めるということについてある程度合意が取れたのか、その辺りの状況が分からないので、具体的にどのような影響があるのか質問した。まず、河川環境への影響を皆さんが共通認識として明示し、今後はそれを考慮していくということが良いか。

（事務局）

まず、お詫びしたい。本来であれば、この取りまとめたものを委員の皆様方にお渡ししなければいけなかった。3月に取りまとめをし、6月に公表した。すぐに皆様へ送らせていた

だきたい。

内容について、今回大きく示されたのは、水道だけの問題ではないということである。この取りまとめの中で最終的なポイントだけ申し上げると、県の水政策としてどうするか。全体のことを考えて進めていくべきであろうということである。

その中で、特に河川の関係では、治水をどうするか。治水と利水の関係がウィンウィンになるような検討が示されたところである。5事業者の取り組みというのは、先般の水道法が改正されたように、広域連携の一つの大きなモデルになると考えている。これだけ県内の大きな水道事業者の連携はあまり例がないと考えている。

委員のご指摘のように、具体的にどうするかは詰まっていない。ただ、5事業者の中で、枠を超えて浄水場を統廃合する、取水はできるだけ上流で水を取っていく、統廃合した浄水場は5事業者一体で運用していく、この3つが大きな方向性である。

今後はこの方向性に向けて、具体的に何が必要なかを検討していく。現在の経営計画が令和5年度までであり、検討を急いで次の計画に一定の具体的な取り組みを落とし込みたいと現時点では考えている。

(委員)

資料1の5ページの「経営計画の中間点検」について2点ほどお聞きしたい。まず進捗状況や事業の効果などを点検、評価をすることと思うが、計画そのものの見直しを行うのか。また、PDCAサイクルを回していくということになると思うが、具体的な点検評価について、外部評価も含めてどのような体系、あるいは仕組みで行うのか。あるいはどういう考えのもと、中間点検を進めようとしているのか伺いたい。

(事務局)

現時点では現行経営計画の改定までは考えていない。中間点検の中では、大きな台風等への対応やそのコスト、労務単価の上昇などのことを盛り込んだ中で、経営が持つのか、また、次の経営計画の策定に向けて練り直すことは何か、そういった取りまとめになると考えている。

また、評価手法については、今の経営計画を策定した時に、それぞれの個別事業で、各年度別の目標設定をしており、それに沿った形で順調に進んでいるのか、順調に進んでいない場合、どのような原因があるのかといったことを個別事業ごとに点検する。その上で全体的な状況を評価するといった形である。

(委員)

特別に組織を作ったり、あるいは機会を設けて、集中的に評価点検作業を行うという体制ではないということが良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料1の2ページの「水道システムの再構築」のところで、「5事業者全体で8浄水場への再編が現時点で最適」とあるが、将来的には変わることがあるのか。また、検討会は、いつまで続き、最終的な提言はいつになるのか。

(事務局)

まず、将来的に変わる可能性があるのかであるが、現時点において将来の水需要を予測し、それに応じて8浄水場が適切であると判断しているので、この水需要が極端に減る場合、または逆に、極端に増える場合については状況に応じて、施設のあり方を見直していく必要があると考えている。

次に、これからの時代にふさわしい水道システムの構築に向けた検討会については、令和元年11月に設置し、令和3年3月に有識者からの提言を取りまとめた。現在はこの取りまとめを踏まえて、5事業者でその8浄水場の具体化に向けた検討を進めているところである。検討会としては令和3年3月に終了している。検討会の提言に基づいて、5事業者の内部で検討を進めているということである。

【6 報告事項(2) 令和2年度決算見込みについて】

(委員)

資料2の2ページ目の収益的収支の部分で、やはりコロナ渦の影響によって、給水収益がかなり大きな減になったと。家事用が増えたものの、業務用がかなり落ち込んで、全体的にも落ち込んだというところは理解できたが、営業費用の受水費の増と修繕費の増の要因を伺いたい。

また、9ページの有収水量の令和2年度の増の要因を伺いたい。

(事務局)

受水費の増と修繕費の増の要因については、手元に数字がないので、後ほどお示ししたい。

(委員)

わかりました。

[※ 会議の最後に事務局から回答 12ページ参照]

(事務局)

資料2の9ページの有収水量の増加であるが、概略を申し上げますと、一般家庭用の水量が

1年間通して、4～5%ぐらい増加している。

業務用は、活動自粛要請等によって落ちたり上がったりを繰り返しているが、神奈川県水道の場合、水需要の約8割が家事用であるので、これに引っ張られた形で、水量が大きく上がっている。

それが料金収入にあまり繋がっていないのは、用途別料金体系の中で家事用の料金が業務用より低いからである。

(事務局)

先ほどの受水費の増の理由であるが、有収水量自体も増えていることもあるが、浄水場の耐震工事等があった場合、自前の浄水場で水がつかれない部分を、企業団から受水をして、安定給水を図っている。

令和2年度、令和3年度については、耐震化工事の影響で一時的に企業団からの受水量を増やしており、この受水費の増に繋がっている。

(委員)

資料2の15～16ページのところであるが、15ページの資金期末残高とあるが、16ページの資金残高の数字が異なっている。その理由について伺いたい。

また、資金残高の今後の見通しを伺いたい。

(事務局)

15ページのキャッシュフローグラフは、まさにキャッシュフロー計算書であり現金そのものの推移を表したものである。

16ページの資金残高は、使途が決まっているものを除いた、事業活動に使用できる金額を独自に計算したものであり、15ページの資金期末残高とは異なる概念のものである。

また、16ページの資金残高の現経営計画期間中の推移の見込みであるが、この経営計画期間中は管路更新等の事業を増やすこととしており、計画策定時では計画の終わる2023年度末時点で資金残高が50億円程度まで順次減っていくという見通しを立てて、現行経営計画をスタートしている。

(委員)

資料2の9ページに10%減額の影響とある。今回のコロナの関係での減額措置のことと思うが、この減額分は一般会計から補填されるのか。あるいは県営水道の負担となるのか。従来の取扱と今後の見通しを伺いたい。

(事務局)

この減額措置については、2020年の5月から8月までの時限的措置として実施したものであり、今後同様の措置の実施について現時点では予定していない。

よって、今後について確定したことは申し上げられないが、財源措置については、今回の10%減額は公営企業独自の判断で実施したという形になっており、一般会計からの補填等はない。次回以降について、現時点では具体的な方向性は定めていない。

【7 議題 これからの時代に相応しい料金体系のあり方について】

(委員)

ガスと水道の大きな違いは逓増制のところ、ガスの場合は多く使った場合、料金が下がっていく。今回のコロナのように状況が変わると用途毎に使用量が大きく変化し収支に影響が出てくることになる。

県営水道には家事用、工業用、営業用といった言葉が使われているが、ガス会社の場合は家庭用と工場と商業施設・ホテルや病院といった業務用の3つに分けて収支を含めた将来像を考えている。

県営水道の「業務用」について、その内容を更に詳細に分析していることがあれば教えてほしい。

(事務局)

神奈川県営水道における料金体系は、大きく家事用と業務用という2つの区分になっている。その業務用の中に工業用と営業用、公共用の3つが分かれており、工業用はいわゆる工場、公共用は学校とか公共施設、営業用は店舗、そのような形に分かれている。

(委員)

今回のコロナの影響でどこに大きな影響があったとかそういう分析はできるようになっているかを教えてほしい。水道料金のことを考えていくうえで、人口だけではない影響がありそうなので、その辺りをどのように考えているのか。

(事務局)

一般家庭用は2年前に比べて増えており、現在でも継続している。業務用については減少があったが、現在では大分元に戻ってきている。

活動自粛要請の初期の段階では病院などは普段の200倍くらい増えており、学校などの公共用は普段の30%くらいまで落ち込んだときもあった。

これらの影響については、現在もいろいろな方向から考えているところである。

(事務局)

今のご指摘は分析ができるかどうかというところだと思うが、大きなくくりでは営業用や公共用というものがあるが、個々については業種ごとの分類をもっており、業種ごとの分析は一定程度可能である。

(委員)

わかりました。

(委員)

資料4の減免のところでは福祉に関わる減免については一般会計が負担をするべきとしているが、県営水道の場合には広域水道として市町との関係があるので、実現の見通しについて伺いたい。

また、水道とガス、電気の料金については、かなりスタンスが違うと思う。先ほどガスの逓減料金の話があったが、電気もそうだと思うが基本的には多く使った方が割り引かれる形で、使用量の少ない一般家庭のところは相対的に割高になっており、そのところが大口の逓減に寄与しているように思う。

意見書では用途別は政策的に家事用を低廉とするものであり、根拠がはっきりしないということから、口径別という形で客観的に根拠を示すことのできる料金体系の方が受益と負担との関係では望ましいのではないかという方向性をとったが、ガス料金はどのような考え方になっているのか。

(事務局)

減免財源の市町一般会計負担については、現時点で市町に話をしていないが、見通しは厳しい。

(事務局)

県営水道は約5年前に生活保護者に対する減免と社会福祉施設に対する減免の見直しを受益と負担の公平性の観点から実施した。その際に県営水道が今まで独自にやってきた減免について、見直し対象者に対する各市町の一般会計を財源とする福祉施策による支援の実施の有無も併せて聞いており、その際、独自の財源措置をして実施するという市町は1つもなかった。

その時には福祉施策に対する一般行政の役割について説明をしたが、県営水道が独自にやっている減免を、財源を市町の一般会計に変えて実施という考えについて、市町からは前向きな回答は得られなかった。

(委員)

電気、ガスと水道の違いは、電気もガスも全面自由化となったことである。自由化前は総括原価制度であり、大口の工場向けや業務用向けが順次自由化になっていき、現在は家庭用も含めて全て自由化になっている。

その中で事業者が監督官庁から言われていることは、利益の付け替えは禁止ということであり、資料4の11ページにあったような工業用・公共用での利益で家庭用料金の補填をすることはできない。用途ごとに適正な利益が出るような形でやっていかなくてはならない。

つまりガス料金を決めるにあたっては家庭用についても、しっかりコストダウンをしていかないと自由競争に勝てないという形になっている。

電力会社も自由化になっているので、基本的には同じと理解している。

(委員)

わかりました。

(委員)

水道料金は使えば使っただけ高くなる。他のものはたくさん使う方が安くなるが、今後も水道料金は同様の料金設定で行くのか。また、水道料金は2か月に1回の支払いで上下水道料金一括で払うこともあり、高額に感じる。上下水道を分けるとか、1か月に1回の支払いにならないか。

(事務局)

現在の神奈川県営水道の水道料金の体系は高度成長期に激増する水需要に対応するため、水の多量使用を抑制するという観点から、逡増制という形になっている。

資料4の報告書案では、これからの時代にはそぐわないのではないかとご報告を頂いている。

このような報告を頂くということになれば、具体化に向けて検討していきたいと考えている。

また、水道料金の1か月に1回の支払いについては、新技術の進展に併せて実施できる可能性もあるが、現時点ではお答えできない。

(委員)

今の指摘は同感で、振込手数料を抑制するために、上下水道を一括して2か月に1回の徴収ということになっているが、市民が口座引落の金額を見ると高いという感覚を持つと思う。今後検討されるといいのではないか。

(事務局)

下水道と上水道を併せて徴収しているということについては、分けるとかえって非効率になる部分があるので、維持した方がいいと考えている。

2か月に1回の部分については、スマートメーターの導入により使用水量のデータが個別検針でなく通信インフラを通して得られるようになれば、1か月に1回の請求も十分可能となると考えている。水道業界ではスマートメーター化が遅れているので、県営水道でも早期の導入に向けて検討を進めている。すぐには無理かもしれないが、この方向で検討を進めていく。

(委員)

資料4意見書案の15ページについて、基本水量がもういらないと読み取れる記述になっている。

記載の冒頭部分で「水道普及率がほぼ100%に達していることに鑑みれば」とあり、最後に「目的は達せられたと考えられる」とある。その間に「料金体系を考える際にはなくてはならない要素であるものの」という打消しの要素が入っているので、これはどちらに取ればいいのか。

専門部会の議論の中で一定程度公衆衛生の確保の観点から基本水量を残すという考えもあるのか、それとも考えもあるけれども目的は達成したという、このあたりが分かりにくいと感じるが、どうか。

(委員)

ここはいろいろと議論になった個所である。もう歴史的な使命は終わったのではないかという議論が最初にあったが、今日のコロナ渦の中でこの役割を全く無視することはできないだろうと。併せて生活用水の最低供給という側面からも基本水量自体を最初から廃止することを前提にした議論はやめるべきだろうということだった。

もう一つは先に結論ありきというわけではなくて、料金体系全体の見直しの中で料金収入にどのような影響を与えるのかという検討評価の中で取り扱いたいということであり、この意見書では残すともやめるとも言っていない。あくまでも廃止の是非を含めて総合的に判断しましょうと、そういう形にしている。

(委員)

公衆衛生の確保は必ずしも基本水量によらなくてはならないものではなく、水道の普及率を上げるといふ、100%までもっていくという点については達成できたけれどもという趣旨か。

(委員)

確かに普及率の問題と基本水量の問題がどういう風にリンクするのか、文脈上からははっきりと出てこないというのはご指摘の通りと思う。どういう風な表現がいいのか。

残すにしてもどういう残し方をするのかという最終的な結論を織り込んで書き方、書きぶりを検討する必要があるだろうと思う。

(委員)

普段は井戸水を使っていて、いざという時、湧水の時に水道を使うという大規模事業者があるかのように今まで聞いていた。そういう水使用者に対する料金体系についてメーター設置負担料金や、新たな水道料金といった、メーターがついていること自体に対し、使用の有無に関わらず料金を徴収するといった議論は部会ではあったのか。

(委員)

ある程度の時間を使って議論をした論点の一つであった。いわゆるフリーライダーについて、どういう風に費用負担をさせていくのかと。資料4意見書(案)の15ページの「二部料金制」のところにその記述があるが、料金制度とするのか、それとも負担金制度として料金とは別のものとして取り扱うのか、ここは判断が分かれるところと思う。今回は個別契約とか負担金制度というものではなくて、料金制度の中でどういうふうに組み込むことができるかということを検討した。

その中で二部料金制で固定料金と従量料金に分かれるわけであるが、固定料金の中に特に大口径の利用者に対する適正な負担といったところをどういうふうに組み込むことができるのか。

普段は地下水を使用してバックアップとして水道を活用するにもかかわらず、大口径がついている者は固定費負担を免れている。大口径には標準的な使用水量があり、それに基づいて施設整備がされているので、大口径でかつあまり使用していない者には、使用可能な一定水量を実際に使用するか、そうでない場合はコストに見合った一定程度の負担を課すような料金体系のあり方を検討する必要があるであろうと。

そういったところを専門部会で議論してきたところである。

(委員)

工業用水道でも、あまり使っていないけれどもそれなりの料金を頂くという料金体系がある。基本料金や従量料金の設定手法については、水道界全体で考えていかなくてはいけないのかもしれない。

神奈川県企業庁が単独でやるというのは難しいところがあるかもしれないと思っているが、そういう風にしていかないと、水道の料金収入が立ちいなくなるような気がしてならない。

(委員)

ご指摘の通りと思う。全国的に扱いがまちまちになっている。大口の事業者は特定の地域だけに立地しているわけではないので、ある程度全国的な基準化を図るといえるのは意味があることと思う。

(委員)

フリーライダーの話であるが、個人的な井戸水では環境に影響が少ないと思うが、工場などの大規模になると地盤沈下など、いろいろと環境への負荷が大きくなると思う。

水循環のことを全体的に考えれば、地下水より水道を利用してもらった方がいいのではないか。そういうような視点を含めた水道利用を促す形での水道料金体系を考えることはできないか。

(事務局)

地下水利用については、神奈川県内でも地域によっては届出義務などがあり、大量使用については地盤沈下も心配される。そういった考え方も可能な限り取り入れながら、今後の検討を進めていきたい。

(委員)

資料4の意見書案であるが、料金体系のあり方について第5章を書き加えていただいたことをうれしく思う。特に「3 水道利用者の理解促進」というところが非常に大きい。料金体系を変えるには、水道を利用する人たちが理解してもらわないと。

コロナ渦になったり、日本経済が今停滞している中で、実質的な物価も上がってたりする。水道は他のライフラインに比べて安いと思うし、特に神奈川県は全国に比べて安い料金であるが、このコロナ渦において新たな料金体系を作っていくのであれば、この「水道利用者の理解促進」はもっと大きくクローズアップしていただきたいと思う。この「3 水道利用者の理解促進」は必要なので、今後具体的にどうしていくのがいいのか考えていければいいと思う。

(小泉会長)

本日いろいろご意見を頂き、ありがとうございます。頂いたご意見については、私が事務局と調整させていただきたいと思う。私に一任いただくということによろしいか。

[異議なし]

それでは意見書については、事務局と調整して修正した上で、結果については委員の皆様の後日、送付させていただきたい。

(事務局)

事務局から1点捕捉したい。

先ほどご質問があった令和2年度決算における受水費と、修繕費の増の要因について、説明したい。

まず、受水費については、耐震化工事に伴い、浄水施設を休止するといった場合に、その分企業団からの受水を増やして、水を確保したということもあり増えたということである。

また、修繕費については、ポンプ所等で使っている電気設備について、定期的に修繕をするが、この周期が令和2年度は重なったこともあり、一時的に修繕費が増になったものである。

第13回神奈川県営水道懇話会出席者名簿

神奈川県営水道懇話会委員

- こいずみ あきら 小泉 明 会長
(東京都立大学 都市環境学部 特任教授)
- おおた ただし 太田 正 副会長 (作新学院大学 名誉教授)
- いしかわ かずこ 石川 和子 委員 (あやせくらしの会)
- たかはし しょうこ 高橋 晶子 委員
(EY 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー 公認会計士)
- もりなが みつる 森永 充 委員
(東京ガス株式会社 神奈川支社横浜支店 副支店長)
- にいみ まさみ 新實 正美 委員 (公募委員)
- はせがわ みきお 長谷川 幹男 委員 (神奈川県公営企業管理者)

企業庁職員

- 池田 雅夫 企業局長
- 田中 秀基 企業局副局長
- 宮林 正也 技監兼水道部長
- 小碓 聡史 財務部長
- 柳川 哲也 公民・広域連携担当部長
- 花形 正樹 水道部経営課長
- 志澤 洋史 水道部計画課長
- その他関係職員